

釧路中央病院 入院中にかかる費用について

★★★ 70歳未満の患者様 ★★★

※ 特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患医療受給者証（スモン等）をお持ちで、入院中に利用することが可能である患者様は、①と②に対し別料金が設定されています。

① 診療(入院医療費)にかかる費用

◆ 標準負担額減額認定証制度・限度額適用認定証制度を利用される患者様は申請が必要です ◆

70歳未満の患者様

所得区分	入院医療費（月額限度額）	4回目以降の限度額 ※1
所得区分(ア)	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	[140,100円]
所得区分(イ)	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	[93,000円]
所得区分(ウ)	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	[44,400円]
所得区分(エ)	57,600円	
所得区分(オ) 住民税非課税世帯	35,400円	[24,600円]

老初・障初と老課・障課

区分	入院医療費（月額限度額） ※1
障課 (65歳未満)	57,600円 [44,400円] 医療費の1割を自己負担し、残額を助成
老課 (65歳以上)	後期高齢者1割負担の老課対象者は受給者証の発行が省略されている場合があります
障初 (65歳未満)	0円 医療費の自己負担分をすべて助成
老初 (65歳以上)	

※1. 過去12か月以内に3回以上月額限度額に達した場合は、4回目から月額限度額額が、それぞれ決められた額まで下がります(多数該当)。

② 食事にかかる費用

◆ 当院では、経管栄養の患者様も食事にかかる費用が発生する食品を利用しています ◆

所得区分	食事代（1食につき）
所得区分(ア)(イ)(ウ)(エ)	460円 ※2
所得区分(オ) 住民税非課税世帯	210円 [160円] ※3

老初・障初と老課・障課

①診療(入院医療費)にかかる費用に対しては、上記(老初・障初と老課・障課の表)の通り助成があります。
しかし、②食事にかかる費用に対しては助成がありません。
よって、食事にかかる費用については、左側に記載されている所得区分の表から食事にかかる費用が決まります。

課税世帯 所得区分(ア)(イ)(ウ)(エ) (460円 × 3回) × 30日 = **41,400円**
非課税世帯 所得区分(オ) (210円 × 3回) × 30日 = **18,900円**
所得区分(オ) 長期該当 (160円 × 3回) × 30日 = **14,400円**

※2. 2018年4月1日より、課税世帯(所得区分が現役並所得と一般)の方は、入院と在宅療養の負担の公平等を図る観点から、食事1食につき460円を負担いただくことになりました。

※3. 過去12ヶ月間の入院日数が90日を超えた場合、食事1食あたりの単価が下がります(再度申請～医療機関への提示が必要)。

※4. 65歳以上で一定の障がいがあり、非課税世帯の患者様は、更に減額される場合があります。詳しくは、別紙「70歳以上の患者様」用をご参照下さい。

③ その他の費用(病衣・おむつ用品代等)

◆ おむつを使用される方は、入院時より当院が準備したおむつを使用させていただきます ◆

病衣の貸し出しを希望される患者様		おむつ用品代		居住費負担(光熱水費相当額)	
1日につき50円	月額 1,500円(税別) 【月30日として計算】	1月あたりの請求	月額 8,000 ~ 12,000円(税別) 程度 ※5	1日につき370円	月額 11,100円 ※6 【月30日として計算】

※5. 患者様の体調等により、負担額に変動があります。
※6. 65歳以上～70歳未満の対象者のみ。

入院費用の概算(1ヶ月あたり) ≪ ① 診療にかかる費用 + ② 食事にかかる費用 + ③ その他の費用 ≫

例 70歳未満 区分(ア)	① 252,600円 + 1%分	+	② 41,400円	+	③ 約 22,600円 ※7	=	約 316,600円 + 1%分
70歳未満 区分(ア) 多数該当	① 140,100円	+	② 41,400円	+	③ 約 22,600円 ※7	=	約 204,100円
70歳未満 区分(イ)	① 167,400円 + 1%分	+	② 41,400円	+	③ 約 22,600円 ※7	=	約 231,400円 + 1%分
70歳未満 区分(イ) 多数該当	① 93,000円	+	② 41,400円	+	③ 約 22,600円 ※7	=	約 157,000円
70歳未満 区分(ウ)	① 80,100円 + 1%分	+	② 41,400円	+	③ 約 22,600円 ※7	=	約 144,100円 + 1%分
70歳未満 区分(エ)	① 57,600円	+	② 41,400円	+	③ 約 22,600円 ※7	=	約 121,600円
70歳未満 区分(ウ)(エ) 多数該当	① 44,400円	+	② 41,400円	+	③ 約 22,600円 ※7	=	約 108,400円
70歳未満 区分(オ)	① 35,400円	+	② 18,900円	+	③ 約 22,600円 ※7	=	約 76,900円
70歳未満 区分(オ) 多数該当 長期該当	① 24,600円	+	② 14,400円	+	③ 約 22,600円 ※7	=	約 61,600円
70歳未満 老課 障課 課税	① 57,600円	+	② 41,400円	+	③ 約 22,600円 ※7	=	約 121,600円
70歳未満 老課 障課 課税 多数該当	① 44,400円	+	② 41,400円	+	③ 約 22,600円 ※7	=	約 108,400円
70歳未満 老初 障初 非課税	① 0円	+	② 9,000 ~ 18,900円	+	③ 約 22,600円 ※7	=	約 31,600 ~ 41,500円

※7. ③のその他費用は、1ヶ月あたりの病衣代を1,500円、おむつ用品代を10,000円、居住費負担を11,100円として計算した場合になります。

70歳未満 生活保護受給者 ① 0円 ※8 + ② 0円 + ③ 約 12,000円 = 約 **12,000円**

※8. ①に関しては最低生活費を収入が上回ると、医療費の本人支払額が発生する場合があります。